

令和8年度クリニカル・イナーシャ対策推進事業運営業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度クリニカル・イナーシャ対策推進事業運営業務

2 趣旨

本県の死因の2割超である循環器病（脳卒中・心血管疾患）の発症要因となり得る高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれも、未治療である割合が、治療が必要である者の4割を超えてい る。このうち、特に40歳以上の高血圧判定者における未治療者は、約13万人と3疾病で最も多い。

この事業では、高血圧症未治療者、循環器病発症者及び循環器病による死亡者の減少を目指し、県民（特に無関心層）が血圧測定を習慣化し、自己の血圧値を知り、適時適切な受診ができる取組を行うこととし、必要な業務を委託するものである。

3 委託業務内容

令和8年度クリニカル・イナーシャ対策推進事業運営業務概要に基づき、以下の業務を実施すること。

（1）タレントを起用した広報展開の実施

- ・県が指定したタレントを起用した広報とすること。
- ・企画、運営を行うこと。
- ・啓発ポスターを作成し、関係機関に送付すること。
- ・無関心層に対して、効果的な広報を行うこと。

（2）血圧測定キャンペーンの実施・運営

- ・企画、運営を行うこと
- ・キャンペーンへの応募の仕組みを構築し、特設サイト等の管理運営を行うこと。
- ・行動経済学に基づいた、効果的な広報を行うこと。

4 履行期限

履行期限：令和9年3月31日（水）

5 成果品

業務実績報告書（著作物、デザインデータを含む）

6 著作権

（1）受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

- (2) 本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び所有権を含めて、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者単独に帰属するものとする。また、受注者は、発注者が求める場合には、著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならないものとする。
- (3) 契約締結日現在受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、発注者は、納入物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を発注者の著作物として使用し、改変し、また第三者に使用・改変させができるものとする。ただし、未承諾リストその他の書面で受注者から発注者に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）についてはこの限りでない。
- (4) 受注者は、納入物（当該委託業務により新規に作成されたキャラクター等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (5) 受注者は、本条及び知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務実施に当たって、使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (3) 委託事業に係る関係書類は令和9年4月1日から5年間保存すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者と発注者との協議により定めるものとする。